

理学療法（１回につき）

イ 理学療法（Ⅰ）	1 2 3単位	1, 2 3 0円	1 2 3円	2 4 6円	3 6 9円
1 1回目以降	8 6単位	8 6 0円	8 6円	1 7 2円	2 5 8円

言語聴覚療法（１回につき）

ロ 言語聴覚療法（Ⅰ）	2 0 3単位	2, 0 3 0円	2 0 3円	4 0 6円	6 0 9円
1 1回目以降	1 4 2単位	1, 4 2 0円	1 4 2円	2 8 4円	4 2 6円

作業療法（１回につき）

ハ 作業療法	1 2 3単位	1, 2 3 0円	1 2 3円	2 4 6円	3 6 9円
1 1回目以降	8 6単位	8 6 0円	8 6円	1 7 2円	2 5 8円

摂食機能療法（１回につき）	2 0 8単位	2, 0 8 0円	2 0 8円	4 1 6円	6 2 4円
---------------	---------	-----------	--------	--------	--------

居住費（１日につき）

区分	居住費（多床室の場合）	居住費（従来型個室）
第１段階	0円	5 5 0円
第２段階	4 3 0円	5 5 0円
第３段階	4 3 0円	1, 3 7 0円
第４段階	4 3 7円	1, 7 2 8円

食費（１日につき）

区分	標準負担限度額
第１段階	3 0 0円
第２段階	3 9 0円
第３段階①	6 5 0円
第３段階②	1, 3 6 0円
第４段階	1, 4 4 5円

上記以外にも特別な時、介護費用負担の生じる場合があります。

- 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。
- 利用料のうち、関係法令に基づいて決められているものについて、関係法令が変更になった場合は、事業者は改定後の関係法令に従った利用料に変更することができるものとします。